4　各締約国の関係当局による手続（行政手続か司法手続かを問わない。）において、この条に規定する保護に関し、一方の締約国により附属書十に掲げられている表示は、他方の締約国の関係当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、これらの表示が当該一方の締約国によりこの条に規定する地理的表示として保護されていることの情報源となる。

5　(a)　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、合同委員会において、当該一方の締約国又は他方の締約国の国内において保護を受けるに至った地理的表示を含めることにより附属書十の表を更新するため、附属書十についての見直しを行う。

(b)　(a)の規定に従って提案される修正は、第百五十二条2の規定に従ってこの協定に組み込まれる。

6　両締約国が締結している国際協定に定める権利及び義務に影響を及ぼすことなく、貿易関連知的所有権協定第二十四条3から9までの規定は、地理的表示に関連してこの条の規定について適用し、また、関連する表示に関連してこの条の規定について準用する。

第百二十条　不正競争

1　各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d)　次のことにより他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(i)　商品等表示であって、消費者その他の購買者の間で当該他の者の商品等表示であることが広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用すること。

(ii)　そのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供すること。

(e)　自己の商品等表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(f)　他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（当該形態が商品の機能を確保するために不可欠なものである場合を除く。）

(g)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

(h)　商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく行う次の行為

(i)　当該商標権者の商標と同一又は類似の商標を当該商標権者の権利に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用する行為

(ii)　当該商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

(iii)　当該商標権者の権利に係るサービスと同一又は類似のサービスを提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

3　この条の規定の適用上、「商品等表示」とは、ある者の業務に関して使用される氏名若しくは名称、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装又はある者の商品若しくは営業についての他の表示をいう。

4　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い

1　各締約国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された試験データその他のデータについて、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間においては、利用又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により六年以上と定められる。

2　各締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って、次のことのいずれかを確保する。

(a)　販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、利用又は参照することを防止すること。

(b)　販売承認の申請者が、同じ製品に関して先行する申請があった場合においても、当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、原則として試験データの一式すべてを提出することを要求すること。

第百二十二条　権利行使に関する一般規定

各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b)　利用可能な資源の範囲内で、知的財産権の行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、及び共同行動を円滑にすること。

第百二十三条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定める。

2　この条の規定の適用上、

(a)　「輸出」には、再輸出を含む。

(b)　「通過」とは、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約に定義する積替え及び保税運送をいう。

3　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の法令に規定する場合には自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも1に規定する権利を侵害するものの解放を権利者の申立てに基づき国境で停止することに関する手続を定める。

4　1及び3の規定に基づく自国の関税地域への輸入、自国の関税地域からの輸出及び自国の法令に規定する場合には自国の関税地域における通過に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の氏名又は名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。当該権限のある当局は、当該物品の製造者の氏名又は名称及び住所についての情報が通関手続の過程で明らかになっていると認める場合には、当該氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。